

(平成24年5月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5件

厚生年金関係 5件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和56年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月20日から同年6月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録は無い旨の回答を得た。申立期間は、同一企業内で転勤した時期であり、A事業所に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和56年6月1日にA事業所B支店から同事業所C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支店における昭和56年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月21日から同年12月3日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

しかし、A事業所には、B事業所を退職した翌日から勤務したと記憶しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B事業所を退職した翌日からA事業所に勤務しており、社会保険には、すぐに加入した。」と主張しており、申立期間当時の経理担当者は、「申立人は、前の事業所を退職した翌日からA事業所で勤務したと記憶している。社会保険の加入手続が遅れた可能性はあるが、入社と同時に厚生年金保険に加入させなかったということはある得ない。申立人の給与から厚生年金保険料を控除したと考える。」と回答していることから、申立人は、A事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る昭和38年12月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の息子である上述の経理担当者は、申立人の資格取得に係る届出を

社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年4月から同年8月までは8万円、同年9月は8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月12日から54年10月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実はない旨の回答を得たが、申立期間はA事業所のB組合に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和54年4月1日から同年10月1日までの期間について、申立人が提出した給料支払明細書の共済組合費欄に控除額が記録されているところ、A事業所の人事担当者は、「申立人は、共済年金には加入していない。共済組合費となっているのは厚生年金保険であると考えます。また、申立人に係る人事記録（任用伺）の保険欄に、『1年間はC社会保険事務所（当時）扱い』と記載されていることから、厚生年金保険で間違いのないと思います。恐らく事務処理上の誤りがあったと考えます。」と回答していることから、申立人は、A事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が

行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書において確認できる給与総支給額から昭和 54 年 4 月から同年 8 月までは 8 万円、同年 9 月は 8 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A 事業所は昭和 53 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、59 年 4 月 1 日に再度厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、54 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間当時は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いが、申立人を含む 5 人以上の者の勤務実態が認められることから、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしているものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和 54 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

他方、申立期間のうち、昭和 51 年 5 月 12 日から 54 年 4 月 1 日までの期間について、A 事業所の回答から、申立人は A 事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、A 事業所は、「申立人から、申立期間のうち、昭和 51 年 5 月 12 日から 54 年 4 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、A 事業所の元事務担当者は、「申立人は、当初、2 か月更新の短期任用の者だった。2 か月更新の任用を繰り返した期間は、厚生年金保険に加入させることはなく、保険料を控除していなかった。」と証言している。

さらに、申立人は、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間のうち、昭和 52 年 6 月 1 日から同年 9 月 5 日までの期間を除いた期間について、健康保険の被扶養者として認定されていることが確認できる。

このほか、申立期間のうち、昭和 51 年 5 月 12 日から 54 年 4 月 1 日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和50年6月9日、資格喪失日に係る記録を同年同月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月9日から同年同月15日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会を行ったところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。雇用保険の記録はあるのに、厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA事業所で雇用保険の被保険者資格を取得している複数の者は、厚生年金保険にも加入していることが確認でき、いずれも雇用保険と厚生年金保険の加入期間が一致していることから、同事業所では両保険を同時に加入させていたことがうかがえる。

さらに、A事業所は、「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険は同時に加入させていた。申立人に雇用保険の記録があるならば、厚生年金保険料も控除していたと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る雇用保険の資格取得時の賃金月額の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年3月27日から同年4月1日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。
しかし、同一企業内での転勤であり、A事業所には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C事業所（A事業所B工場が名称変更）から提出された申立人に係る従業員台帳から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し（昭和39年3月27日にA事業所本社から同事業所B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立事業所における昭和39年4月の社会保険事務所（当時）の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格取得届の資格取得日の記載を昭和39年3月27日とすべきところ、同年4月1日として誤った届出を行ったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月頃から 57 年 10 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、申立期間のうち、12 か月間ほど A 事業所で勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所に申立人が昭和 56 年 1 月頃提出したとする履歴書が保管されていること及び当該事業所の同年 9 月 1 日現在の従業員名簿に申立人の名前が確認できることから、勤務期間については特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、A 事業所の事業主の妻は、「申立期間当時、B 職は希望者のみ厚生年金保険に加入させていたと聞いている。申立人は厚生年金保険の加入を希望しなかったと思う。」と証言している。

また、上述の従業員名簿に記載されている 26 人について調査したところ、従業員名簿作成当時における厚生年金保険の加入記録の無い者が 10 人確認できる。

さらに、上述の従業員名簿に名前が記載されている元同僚の一人は、「見習期間終了後、B 職は、希望すれば厚生年金保険に加入することができた。私は、申立期間当時、加入を希望しなかった。B 職で厚生年金保険に加入しない者は大勢いた。」と述べている。

加えて、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票で、昭和 54 年 10 月 1 日から 58 年 5 月 1 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 29 日から同年 10 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得たが、A事業所B工場に昭和 46 年 9 月 30 日まで在籍していたと認識しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「退職月の月末まで籍を置く取扱いをしてくれたと思う。」と主張している。

しかし、A事業所本社は、「退職月の月末まで籍を置く取扱いはしていない。申立期間の保険料の控除はしていないと考える。」と回答している。

また、申立期間当時のA事業所B工場の社会保険事務担当者は、「退職の翌日が資格喪失日であり、月末まで在籍させる取扱いはしていない。」と証言している。

さらに、申立人が同僚として挙げた者は、「自分のA事業所B工場における最終勤務日の翌日が厚生年金保険被保険者資格喪失日になっており、国の記録で間違いないと思う。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 5 月 9 日から 51 年 12 月 29 日まで
② 昭和 52 年 5 月 2 日から 53 年 8 月 30 日まで

年金事務所に厚生年金保険の標準報酬月額を照会したところ、A事業所及びB事業所における申立期間の標準報酬月額は、自分の記憶より低いことが分かったので、申立期間の標準報酬月額を実際に得ていた給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「申立期間①は、A事業所でC職として勤務した。初任給ははっきりとしないが、離職時には25万円か26万円の給与であったと記憶している。」と主張しているものの、給与明細等の関連資料を所持していないことから、申立人が申立期間①当時得ていた給与総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA事業所における資格取得時の賃金月額は7万円であることが確認できる。

さらに、A事業所が提出した申立期間①に係る標準報酬決定通知書において、当該事業所が社会保険事務所（当時）へ届け出た申立人の報酬月額に基づいて決定された標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録では、申立人のA事業所における申立期間①の標準報酬月額は、複数の同僚と比較しても低額であるという事情は無く、遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「申立期間②は、B事業所でC職として勤務

した。初任給は 26 万円か 27 万円で、離職時には 29 万円の給与であったと記憶している。」と主張しているものの、給与明細等の関連資料を所持していないことから、申立人が申立期間②当時得ていた給与総額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人の B 事業所における資格取得時の賃金月額は 12 万円であることが確認できる。

さらに、オンライン記録では、申立人の B 事業所における申立期間②の標準報酬月額、複数の同僚と比較しても低額であるという事情は無く、遡及して大幅に引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない上、複数の同僚は、「当時、支給されていた給与額について、はっきり覚えてはいないが、自分の年金記録に間違いがあるとは思っていない。」と証言している。

加えて、B 事業所の元社会保険事務担当者は、「社長が亡くなり既に事業を閉鎖しているため当時の資料は無いが、社会保険の届出や保険料控除は正しく行っていた。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び②にその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 6 日から 57 年 4 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。
しかし、A事業所には継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の元事業主の証言から、申立期間当時、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所に係る適用事業所名簿によると、当該事業所は、昭和 54 年 3 月 1 日にB県C市で厚生年金保険の適用事業所となっているが、56 年 10 月 6 日に適用事業所ではなくなり、その後、57 年 4 月 1 日に、再度、同県D市で適用事業所となっていることが確認でき、申立期間においては、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険原票によれば、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日は、昭和 56 年 10 月 6 日となっている上、健康保険被保険者証返納欄の「返納」に丸印が記されていることが確認できる。

さらに、上述の元事業主は、「A事業所をC市からD市に移転させたことがあるので、申立期間は、そのことによる空白だと思う。また、申立期間当時の社会保険事務担当者は、非常にしっかりしており、厚生年金保険に加入していない期間について、申立人の給与から保険料を控除することはない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年2月から31年10月1日まで
② 昭和33年4月から35年9月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録は確認できないとの回答を得た。

A事業所及びB事業所に勤務していた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の三男が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A事業所に勤務していたと主張している。

しかし、複数のA事業所の元従業員は、「申立人は、昭和31年の秋に、入社した。」と証言している。

また、C事業所(A事業所が名称変更)の事業主は、「申立期間①当時の人事関係記録及び会計帳簿類は保管しておらず、当時の状況を知る者もないので、申立期間①当時の厚生年金保険の取扱いについては、分からない。」と回答している。

さらに、申立人の三男は、平成20年2月8日にC事業所の元事業主から、「申立人は、昭和30年2月から厚生年金保険に加入している。」との証言を得たと述べているが、証言したとする元事業主は、既に死亡しており、当該証言を確認することはできない。

申立期間②について、申立人は、B事業所に勤務していたと主張している。

しかし、B事業所は、「申立人のことを覚えている者がおらず、申立人が当社に勤務していたことを確認することができない。申立期間②当時、健康保険、厚

生年金保険及び雇用保険の加入、脱退は同時に行っていた。」と回答しており、申立期間②について、当該事業所で申立人の雇用保険の加入記録は無く、別事業所であるD事業所で記録が確認できる。

また、D事業所の元事業主は、「申立人は、昭和32年9月から43年1月までD事業所に勤務していた。39年11月前までは、厚生年金保険への加入、脱退を従業員が自由に選択することができた。」と証言している。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和32年8月1日から36年1月25日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。